

人権救済申立制度と 人権擁護委員会の活動

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする（弁護士法第1条1項）。その弁護士が加入する団体である東京弁護士会（以下「当会」という）は、様々な人権救済活動を行っている。

具体的には、

- ①人権侵害についての調査、情報の収集及び自由人権思想の普及高揚のための諸活動
- ②刑事事件の被疑者・被告人，子ども，高齢者・障がい者，性による差別を受けた人，公害・天災・健康被害に苦しむ人，犯罪被害者・その家族，日本国内に在留，滞在する外国人，消費者，働く人々などの人権を守るために，情報・資料の収集及び研究，意見書・会長声明の発表などを通じて解決を目指す活動
- ③市民のみなさんが利用しやすいように，法律相談サービスを拡充する取組みなどである。

これらの活動を当会の様々な委員会が担っている。本号では、そのうち、人権擁護委員会にスポットを当てた。本号の特集は、年間100件以上もの新規申立が係属するという人権救済申立事件をいかに解決しているのかの論考に始まり、人権擁護委員会が専門部会ごとにいかなる活動をしているのかの紹介を行う。いわば人権救済活動の最前線に身を置く弁護士たちの熱きレポート集である。

なお、LIBRA2011年8月号では「弁護士会はいかに社会に貢献しているか」のテーマで特集を組み、人権擁護活動以外の諸活動についても紹介している。これを機に、こちらも一読されたい（http://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2011_08/p02-16.pdf）。

（臼井 一廣）

CONTENTS

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| I 人権救済申立制度と人権擁護委員会 | IV 専門部会の紹介 |
| II 人権救済申立事件の手續と囑託の役割 | (1) 沖縄問題対策部会 |
| III 人権救済申立事件の具体的な紹介 | (2) 報道と人権部会 |
| (1) 対拘置所：バディ事件 | (3) 格差問題部会 |
| (2) 対警視庁：新宿警察事件 | (4) 国際人権部会 |
| (3) 対大手機器メーカー：内部通報事件 | (5) 再審部会 |
| | (6) ハンセン病問題協議会 |
| | (7) 新司法修習プログラム検討プロジェクトチーム |

I 人権救済申立制度と人権擁護委員会



人権擁護委員会委員長 古本 晴英 (50期)

1. 人権救済申立制度の意義

当会には、週に何通も、人権侵害を受けたので救済して欲しいと書かれた手紙が届く。年間にすると100通を超える。ほとんどが人権侵害を受けたというご本人が書いたもので、便せんにびっしりと被害事実を書くものがある一方、慣れないためか判読も難しく要領を得ないものもある。

当会では、被害事実が特定できるものは「人権救済の申立」として受理し、事実が特定できないものもご本人に手紙を返信し、内容の特定を促したりしている。当会が行っている「人権救済申立事件」の処理は、このようにして始まる。

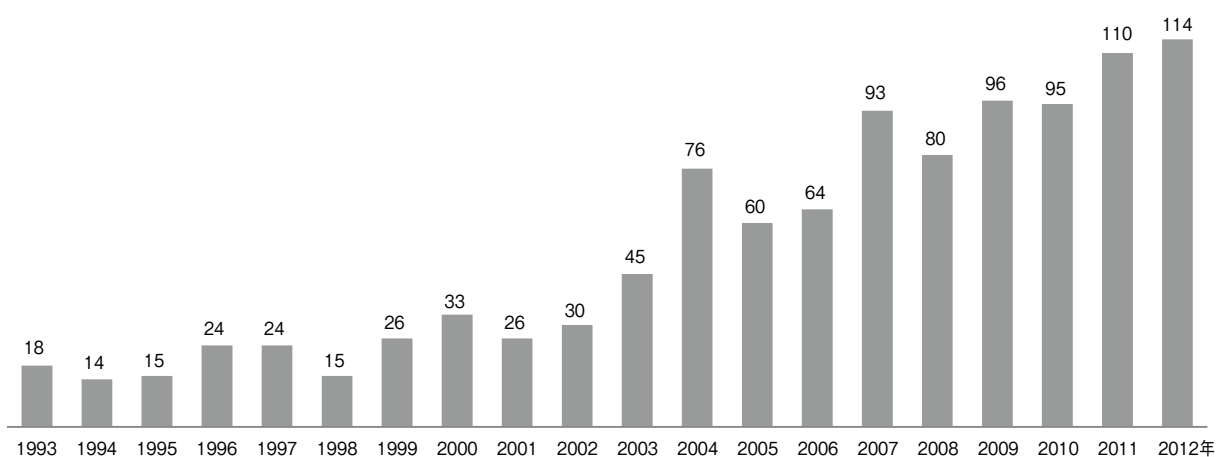
人権救済申立事件の処理を担当するのが、人権擁護委員会である。人権擁護委員会では、事実面と評価面について調査し、人権侵害またはそのおそれがあると判断した場合に、加害者等に警告あるいは勧告といった措置をすべく報告書をまとめ、会長に報告している。

このような人権救済申立事件の処理を、全国の弁

護士会の人権擁護委員会と日弁連の人権擁護委員会が担当している。日弁連に対しては、近時は毎年400件前後の申立があり、当会には、日弁連から移送を受けるものを含め、年間100件以上の新規申立案件が係属している。

実は、昔からこのように申立が多かったわけではない。図1で示されるように、2000年代に入って、特に2004年頃から申立受理件数が急増しはじめ、その後現在までなお増加傾向にある。これは、弁護士会や日弁連による精力的な人権擁護活動やその成果が、広く市民に知れ渡るようになったこと、そしてその結果、市民の期待がますます大きくなったことの表れといえる。近時、特に一連の司法改革がはじまって以降、政府・国会だけでなく市民社会のいろいろな場面で、弁護士・弁護士会にたくさんの発言機会が与えられるようになった。私からすると、弁護士会が弁護士会たるゆえんは、“一途に”市民の権利擁護のための活動をしていることである。それによって弁護士会は市民そして社会全体の信頼を勝ち得て、それを力の

図1 東京弁護士会 人権救済申立受理件数(1993年～2012年)



淵源として、人権諸課題だけでなく、様々な分野で発言力を持つに至ったのである。単なる利益集団ではなく、市民の権利擁護と社会正義を目的とした職業集団であること、それが弁護士全体の信頼を高め、影響力を強めていると指摘できる。

2. 事件の具体的な内容

(1) 申立事件の分類

申立がなされる事件の内容に着目してみる。大きな傾向としては、刑務所あるいは拘留所に収容された者が、収容中に違法な処遇を受けたと訴えるものが最も多い。「監獄」はいまでも人権侵害の温床になっているのである。かつては、警察官から暴行を受けたとか、違法な捜査があったと主張する申立も多かったが、この種の申立は、全体としては減少傾向にある。当番弁護士制度の発足から被疑者国選の開始、そして何より弁護士個人が捜査弁護活動の重要性を意識して活動するようになった1つの成果の表れかもしれない。

当会では、申立段階において、内容によって事件を分類、分析まではしていない。ただ、この点は、日弁連が申立内容別に統計をとっているので参考になる。『弁護士白書』（2012年版）によると、2011年の申立総数391件のうち、「刑務所・拘留所による侵害」が220件（56.3%）、「再審事件」48件（12.3%）、「警察による侵害」30件（7.7%）、そして「行政機関・法制度」を問題とするものが11件（2.8%）と続く。その他に、医療機関による侵害、報道機関による侵害、教育機関による侵害、企業による侵害などが続いている。

日弁連への申立と比較すると、当会に対する申立は、「刑務所・拘留所による侵害」の割合がより多くなる。これには、特定の申立人が多数の申立を重

ねていることも影響している。また、当会や他の弁護士会と比較して、日弁連は再審支援を求める申立の割合が大きい。これは、足利事件、東電OL事件など、近時、日弁連が支援した事件が大きな成果を上げていることが影響している。

なお、全国の弁護士会に先駆け、当会では再審支援を求める申立に本格的に取り組むために、2010年に新しい部会を設置している。日弁連人権擁護委員会で再審を担当する部会が、事件数の多さに飽和状態になっていることから、それを支えるべく体制を整えたものである（詳細は本特集の20頁でも紹介している）。この結果、日弁連に申し立てられた再審支援を求める申立のうち、東京高裁管内に関連のある一定数の事件が、当会に移送されてきている。「移送」は再審支援を求める申立だけでなく、他の救済申立でも、日弁連が当会で処理するのが相応しいと考えた場合に行われることがある。またこれとは逆に、当会に申立があっても、全国的な規模の問題で政府等に働きかけるのが適当な事案だと判断した場合は、当会から日弁連に移送することもある。「移送」は、例えば、東京都外の刑事施設を相手に申し立てられた事件を、当該刑事施設がある地域の弁護士会に事件処理を委ねる場合などにも行われる。ここでわかるように、人権救済申立事件の処理は、全国52の弁護士会と日弁連の協同作業だといえる。

(2) 警告・勧告等の内容

申立時でなく、措置段階における事件の内容については、是非、実際の警告書や勧告書を見ていただきたい。当会のホームページでは、2005年以降の主な措置事件について、ほぼ全文を掲載して紹介している（<http://www.toben.or.jp/message/jinken/index.html> ホーム＞私たちのメッセージ＞人権救済申立事件）。また、近時の主な事件については、図2

(7頁)に概略を掲載した。これらを見ると、やはり都内にある府中刑務所、東京拘置所を相手に警告や勧告をしたものが多い。これ以外では、警察官の制圧行為で怪我をした事案について、実力行使として許される限度を超えた違法なものだとして警告したもの(2013年7月)、某大学に対して、附属小学校の特定の教員に対する名誉あるいは人格権の侵害行為があったとして勧告したもの(2012年6月)、戦後にレッド・パージで免職となった者に対する名誉回復や補償を行うよう政府に勧告したもの(2013年9月)などがある。本特集では、近時、当会が措置をした事件のうち3つの具体的事件を採り上げ、実際に調査を担当した委員によって、内容はもちろん調査の妙味などを紹介している(10～15頁)。

なお、2005年に『日弁連人権侵犯申立事件警告・勧告・要望例集』全5巻が刊行されている(日弁連人権擁護委員会編集・明石書店)。上記『例集』がはじめに編纂されたのは1976年である。これら全5巻の中には、初期の編纂部分の復刻も含まれており、半世紀以上にわたる人権救済の歴史が凝縮されている。

3. 警告、勧告等の根拠

人権救済の申立を受け、当会が警告や勧告を発する根拠は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とした弁護士法1条の規定にある。これを受け、当会の会則では、人権擁護委員会を常置委員会と定め(56条)、その役割について「基本的人権を擁護するため」「人権侵犯についての調査情報の収集」等を行い、「適切な措置を執ることを職務とする」と定められている(94条)。「適切な措置」の具体的内容については、委員会規則7条、細則10条により、「警告」「勧告」

「要望」等が定められている(「警告」「勧告」「要望」の違いについては、11頁のコラムを参照して下さい)。

このように、法的根拠が弁護士法1条の抽象的な規定である以上、その措置内容は強制力を持ち得ない。それでは一体、警告や勧告にどのような意義があるのか。このことを端的に表現した裁判例があるので紹介したい。

「人権擁護委員会の設置は弁護士会の会則で定められているものの、それは弁護士法1条1項に規定する弁護士の使命の実現のためであると認められるのであり、したがって、弁護士及び弁護士会による基本的人権の擁護活動は、弁護士法1条あるいは弁護士法全体に根拠を有するものであると解するのが相当である。そして、弁護士会の人権擁護委員会に対する人権救済の申し立てが、簡便な救済措置として利用価値が極めて高く、一般の国民にもそのように認識されていること、人権擁護委員会の行う調査、警告、勧告等の活動は、人権侵害者に対する法的な強制力こそ有しないものの、国民の信頼や従前の実績等により裏付けられた事実上の強い影響力をもつものであること、受刑者が人権侵害の権利救済を求める場合には、法務省から離れた第三者機関であるという点で、受刑者である申立人にとって、調査、警告、勧告等の活動が比較的厳しく行われることを期待することができることなどは、前記引用にかかる原判決(略)のとおりである。」

これは、広島弁護士会が、申立を受けて行っていた調査を妨害されたとして広島刑務所を相手に提訴した国賠訴訟における広島高裁判決(平成17年10月26日)の判示の一部である。これより以前にも、すでに同様の判断は、日弁連人権擁護委員会の活動に対する東京地裁判決(平成元年5月31日)などで

も示されている。

4. 人権擁護委員会の紹介

最後に、人権擁護委員会の紹介をしたい。人権救済申立事件は年間100件の申立がありながら、措置に至る件数は、年間数件から10件程度にとどまる。すなわち、9割以上の事件は、地道な調査を遂げても、日の目を見ることなく「(調査)不開始」や「不処置」として終了していくのである。

委員は、拘留所や刑務所に足を運んで申立人から聴き取りを重ね、相手方や官公署に照会を行って調査を遂げて事実認定をし、これに自らの人権感覚と裁判例などを根拠にあてはめをして、警告・勧告等が相当か否かの判断をしている。読みにくい手書きの申立書を読み込み、事実を隠そうとする刑務所の回答書の嘘を見抜くべく精査して報告しても、委員会の先輩方は口うるさく、調査が足りないと突き返されることもしばしばである。このように労多くして、実りの少ない作業に、実に多くの委員が熱心に取り組んでいる。その力の淵源は、人権侵害を見逃さないという正義感と弁護士会に対する期待を裏切ることにはできないという使命感といえよう。

しかし、人権擁護委員会は、このような“苦労”ばかりする委員会ではない。事件処理を担当する部会のほかに、これらと併設して多数の「専門部会」を設けており、それぞれの委員が各自の関心に従って専門部会に所属し、様々な人権諸課題について研究して意見表明などを提案している。本特集では、これらの専門部会についても、それぞれの活動を紹介させていただいている。

専門部会の中では、特に「沖縄問題対策部会」と「報道と人権部会」が長い歴史と“伝統”をもっている。“東京弁護士会になぜ「沖縄」?”と訝る声

もきく。しかし、沖縄について勉強すればするほど、沖縄が抱える問題は、平和を追求する私たち共通の課題であることがわかる。毎年きちんと沖縄訪問を絶やさないとスゴイ。「報道と人権部会」もこれまでのユニークで精力的な活動によって、当委員会、いや当会の“看板部会”になっているとあって良いだろう。「表現の自由については東弁」と言われることすらある。

他方、既に述べた「再審部会」や「格差問題部会」は比較的新しい部会である。「格差問題部会」は、いわゆる年越し派遣村で象徴される雇い止めや生活不安が問題となった2008年末のその直前に、まるでその社会不安を予測していたかのように発足させた部会である。格差問題部会があったおかげで、その後、会長声明の発出や生活保護相談などに迅速な対応ができた指摘できる。

このように、専門部会の活動は多種多様である(活動の詳細は16頁以下をご参照いただきたい)。何をやらなければならないといった決まりもない。「この人権問題を委員会で取り上げたい」と声を発したものが、皆を説得し、新たな部会を立ち上げて活動をはじめれば良いのである。「国際人権部会」の活動で見られるように、委員の視界は既に世界に広がっている。まだまだ光の届いていない人権課題は、世の中には山ほどある。是非、当会の総力を結集して委員会の活動を活性化させたい。

人権擁護委員会の委員は、このように、片方で申立事件の処理をしながら、もう片方で自分が関心を持つ専門部会で研究活動もしている。この両者をバランスをとりながら車の両輪のようにして乗りこなしている。外から見ると大変そうであるが、実はこの車、案外乗り心地がよい。

図2 近時の主な人権救済申立事件の概略

年月日	事件名	措置内容	相手方	要旨
2013年 9月3日	レッド・ページ免職事件	勧告	内閣総理大臣	1950年当時、電気通信省に勤務していた申立人を共産党員であることを理由として免職した国の行為が、特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、申立人の思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害するものとして、名誉回復や補償を求めた事例。
2013年 7月4日	違法捜査・制圧行為等事件	警告	警視庁	警察官の職務質問及び所持品検査の際、申立人の身体を数分間にわたって押さえつけた制圧行為や、違法な制圧行為の結果、申立人の立ち去りを断念させ、警察署に連行して留め置き、強制採尿を行った行為について、違法なものであるとした事例。
2013年 3月14日	面会不許可等事件	要望	府中刑務所	被収容者の友人との面会を不許可とされたことに関し、不許可とした事実の告知が不許可の1カ月程後に行われ、かつ、友人の氏名も告知されなかった件につき、面会を不許可とする旨の措置を行った場合には、速やかにその旨を被収容者に告知するとともに、面会の相手方の氏名を告知しない場合は、厳格に運用するよう要望をした事例。
2013年 3月14日	物品使用不許可事件	勧告	府中刑務所	受刑者が、刑務所において閉居罰の執行を受けていた間に、自己を当事者とする民事訴訟に係る裁判所宛での認書作成のために物品(書籍等38点)の使用許可を願い出たにもかかわらず、これを許可しなかった刑務所の行為が、当該受刑者の裁判を受ける権利を侵害するとした事例。
2013年 3月14日	医療処遇懈怠事件	警告	府中刑務所	入所時にクローン病であるとの引継ぎがなされていた受刑者が、クローン病の典型的な症状を訴えて外部病院の専門医による診療を希望していたにもかかわらず、外部病院での診療を受けさせなかったことが、適切な医療を受ける権利を侵害するとした事例。
2013年 2月8日	領置金の無断控除事件	要望	東京拘置所	被収容者が郵便物の発信申請をした際、追加料金が発生したため、被収容者に無断でこれを領置金から控除した件につき、追加料金が発生した場合には、必ず被収容者に事前に意思確認をした上で発送を行うよう要望を出した事例。
2013年 1月30日	受診懈怠事件	警告	警視庁	留置施設に収容されていた被疑者について、収容時に左手第2指を骨折したにもかかわらず、当該留置施設が約20日間、治療行為を行わなかったことが、的確な医療上の措置を受ける権利を侵害するとした事例。
2012年 12月21日	死刑確定者に対する書籍閲覧の不当制限事件	勧告	東京拘置所	拘置所に収容されている死刑確定者が、私費で購入した書籍(刑務所での生活を描写した漫画)の閲覧許可を願い出た際、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとして不許可としたことが、同人の書籍を閲覧する自由を侵害するとした事例。
2012年 9月13日	不当懲罰事件	要望	府中刑務所	刑務所被収容者に懲罰を科すにあたり、懲罰審査会において参照されるべき量定資料がないまま懲罰内容が決定されていることにつき、国連被拘禁者処遇最低基準第29条、30条に反し、国連人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)第7条の「非人道的な取り扱い」及び憲法第31条に違反する恐れがあるとして、量定資料を作成し、被収容者その他外部に公表することを要望した事例。
2012年 9月13日	米麦食強要等事件	要望	府中刑務所	刑務所被収容者が、米麦食を摂取すると吐き気を催すとの理由から、パン食への変更を繰り返し求めたにもかかわらず、米アレルギーが陰性であったという理由で変更を認めず、米麦食を強要したことが同人の人権を侵害するものとした事例。
2012年 6月14日	説明懈怠事件	要望	防衛省	公務中の在日米軍によるひき逃げ事件について被害者らとの示談交渉に当たっていた防衛施設庁(当時)が、国が採用する損害賠償基準及び当該基準と裁判実務において認められ得る損害賠償基準との間に大きな差があることについて説明を怠り、その結果、同人らの自己決定権が侵害されたとした事例。
2012年 6月4日	名誉毀損事件	勧告	国立大学	大学付属中学校のクラス担任が申立人から他の教諭に交代した際、保護者への説明会において、担任交代の理由が、申立人の教師としての適格性を疑わせるような行為があったと説明したこと、並びに、その後再度実施した説明会において、実際には申立人に対し懲戒処分を行っていなかったにもかかわらず、大学の一機関による調査によって懲戒処分相当である旨勧告されたことを説明したことにつき、申立人の名誉ないしは人格権を侵害するものとした事例。

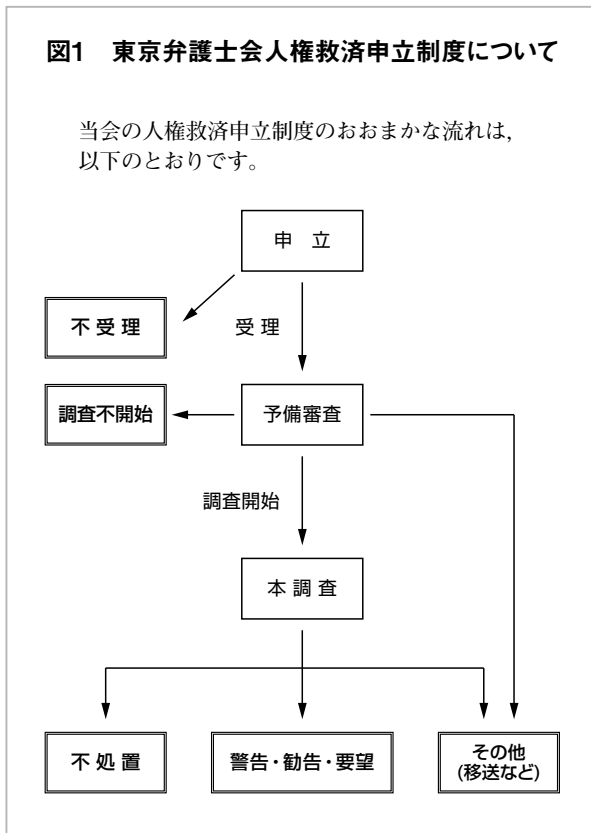
Ⅱ 人権救済申立事件の手續と囑託の役割

人権擁護委員会委員・人権救済調査室囑託 塚本 亜里沙 (52期)



1. 人権救済申立制度について

人権救済申立制度の手續の流れは、図1の通りである。



(1) 申立受付・受理

申立は、人権侵害を受けた被害当事者に限られず、誰でも可能である。

2002年の名古屋刑務所での暴行陵虐事件以降、刑事収容施設の被収容者からの申立が増加し、現在では申立の9割程度が、被収容者からの申立となっている。

申立の方法は、原則として書面で、申立の趣旨及び理由を記載しなければならないが、被収容者による申立の場合、申立人自身の手書きであるため、文字や文章が読みづらいことに意外と悩まされる。加えて、

日時、場所、どのような人権が侵害されたのか等の人権侵害事由の記載が不十分・不明確なことも多いため、繰り返し読み趣旨を把握し、また、補正要求をする等して申立事由を特定するよう努めているが、受理や下記の予備審査報告までに時間がかかってしまうのも事実である。

弁護人から人権救済申立制度を案内されたので、と付記された申立も意外と多い。弁護人の方々も大変多忙なところ恐縮ではあるが、当該被疑者・被告人の申立事件の処理・進行を迅速化できることにもなるので、案内される場合には人権救済申立書の作成についても可能な限りご協力をお願いしたい。

申立書式に厳格な様式は求めておらず、また、当会では所定の事項を書き込むことで申立書となるひな型(図2)を用意しており、人権課窓口で希望者に配布もしている。また、刑事拘禁施設関係以外の人権救済申立も受け付けているので、是非、申立代理人として広く利用していただきたい。

(2) 予備審査

当会で受理された人権救済申立事件は、まず、調査を開始するか否か等を判断する予備審査に付されることとなる。

予備審査は、書面審査であり、原則として申立人への事情聴取はしていない。多数の申立を迅速に処理すべく、事情聴取を省略し、申立事由が事実であればそれが人権侵害にあたるか否かを審査すれば足りる扱いである。

(3) 本調査

委員会で「調査開始相当」との決定をした事件の調査は、5箇所からなる事件処理部会に付託される。部会では、申立内容・調査の見通し等を議論し、担当主査1名及び副査1名以上を選任して調査を実施する。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(1) 対拘置所: バディ事件

人権擁護委員会副委員長 小塚 陽子 (58期)



1. 事案の概要

2007年1月当時、東京拘置所に勾留されていた男性同性愛者である未決勾留者Aさん(当時29歳)は、東京拘置所に対し、自費で購入した男性同性愛者向け雑誌「バディ」2007年2月号(以下、「本件雑誌」という)の舎下げ(領置品等を自分の居室に入れること)を求めた。東京拘置所は、本件雑誌の閲読を許可することにより施設の規律秩序維持を害する結果を生じるおそれがあるとして舎下げを不許可とした。

2. 調査の開始

事実調査のため、まず、Aさんと面会し事情聴取を行った。また、雑誌の舎下げの許可基準と運用について調査するために東京拘置所・法務省矯正局に対する照会を行った。さらに本件では、Aさんは東京拘置所に移監される前に収容されていた横浜拘置支所では同雑誌の2007年1月号を舎下げすることを許可されていたと主張していたので、横浜拘置支所に対しても事実照会を行った。

私は、適正な判断を行うために、どのような雑誌が問題となっているのか、その内容を実際に見る必要があると考え、当該雑誌を買い求めることとした。インターネットで池袋の某書店に在庫があることを確認しその書店を訪れたが、店に入るや否や、女性の私を認めた男性店員がカウンターの中から飛び出してきた。私は入店を断られてしまった。それでも店員さんに頼み込んで同雑誌1冊を何とか入手した(後日、この顛末を委員会の先輩委員に報告したところ、勇気ある(?)行動だと讃えられた)。

3. 判断

事実関係の調査をふまえ、東京拘置所が本件雑誌の閲読を禁止した措置の権利侵害性について検討した。

(1) Aさんのいかなる権利が問題となるのか

まず、本件の論点・Aさんのどのような権利が侵害されているかに関して部会で議論をした。

本件では、男性の収容者は女性のヌード写真等が掲載されている成人向け雑誌を閲読することができることと比較してAさんは同性愛者であるために不平等な扱いを受けている、あるいは他の刑事施設(横浜拘置支所)では閲読が許可されていた雑誌が東京拘置所では許可されない、という事実から、憲法第14条の問題として検討することも可能であると考えた。しかし、先輩委員のご意見も受け、これらの問題に共通する権利であり憲法上の人権の中でも精神的自由権として重要な位置にある図書・雑誌を閲読する自由(憲法第21条、以下「図書等の閲読の自由」という)に対する侵害として問題を取り上げ、検討することとした。

(2) 権利侵害性の判断基準

次に、図書等の閲読の自由に対する権利侵害性を判断する基準をどのように考えるか、について検討した。

判例(未決勾留者の新聞閲読の自由が問題となった事例である、よど号新聞記事抹消事件判決〔最大判昭和58年6月22日〕)、法務省矯正局「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」等を参考にした。これら判例・訓令等の趣旨を参考に、未決拘禁者にも図書等の閲読の自由が保障されていること、しかし拘禁施設という特殊な場であることに照らしてこの自由に対する一定程度の制限は免れず、刑事施設内の規律及び秩序を維持するという目的を達成するために必要と認められる限度で図書等の閲読の自由に対する制限が許されると考えた。そして、必要と認められる限度の制限であるかどうかは、当該閲読を許可することによって施設内の規律及び秩序が害される一般の・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被

拘禁者の性向・行状、刑事施設内の管理・保安の状況、当該図書の具体的内容等の具体的事情を考慮し、人権侵害性を判断することとした。

(3) 本件の検討

Aさんは本件当時、東京拘置所では単独室に収容されており入浴・運動等は1人で行い、他の男性収容者と接触する機会はなかった。本件雑誌は、官能小説・成人漫画・グラビア（男性の裸体の写真を含む）・読者ページ等で構成されているもので、男性同性愛者向け雑誌という特徴はあるが成人用雑誌の一種と評価できるものであった（余談だが、元編集長にはテレビ等でおなじみの巨漢の某おネエ系タレントなどがいる）。

このような事実を前提とすると、仮にAさんが自室内で本件雑誌を閲読し強い性的刺激を受け興奮したとしても、他の収容者に対して直ちにわいせつな行為に及ぶ具体的危険はほとんどないといえる。また、本件雑誌は、上記したように成人向け雑誌の一種であり、監獄からの逃亡方法を教示したり暴動を扇動する等の記事はなかった。

このような事情から判断して、単独室に収容されているAさんに本件雑誌の閲読を許可したとしても、

東京拘置所内の規律及び秩序が害される具体的危険は認められなかった。

したがって、東京拘置所が本件雑誌の舎下げを不許可とした措置は、Aさんの図書等を閲読する自由を侵害するものであり、違法であると判断した。東京弁護士会は、東京拘置所に対し、前記措置について人権侵害であるとして警告を執行した。

4. 事件調査に取り組んで

本件は私が当委員会で最初に取り組んだ事件であった。社会的マイノリティと言われる立場にある人の、知りたい・情報を得たいという人間本来の欲求に基づく権利が十分に保障されていない事実と向き合い、弁護士（会）として行動する貴重な機会となった。弁護士としてのやり甲斐を感じた。現在の「パディ」の表紙は男性モデルの写真で飾られているが、発刊当初はイラストしか載せられなかったそうである。同性愛者に対する社会の認識・偏見がいかに強かったかを窺わせる事例といえる。現在、刑事施設内でも同性愛者に対する処遇に関し配慮すべき点についてようやく議論されるようになってきているが、今後の議論が成熟することを期待したい。

コラム 「警告」「勧告」「要望」ってなにが違うの？

人権擁護委員会事件処理細則では、それぞれ右記のように定義されています。ただ、定義上の違いはわかりづらいですね。現実の運用では、人権侵害の程度、被侵害利益の種類、悪質性などを総合的に判断し、警告＞勧告＞要望の順で、相手に対する非難の大きな措置、つまり、強い措置と理解されています。

「警告」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、委員会の意見を通告し、反省を求めることが相当と認められるとき。

「勧告」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、被侵害者の救済又は今後の侵害の予防につき、適当な措置をとることを要請することが相当と認められるとき。

「要望」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待することが相当と認められるとき。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(2) 対警視庁:新宿警察事件

人権擁護委員会委員 神谷 延治 (60期)



1. 事案の概要

(1) 職務質問・所持品検査

2008年7月24日午前9時45分頃、新宿区歌舞伎町所在のアシベ会館前路上において、警ら中の2名の警察官らが、申立人に対し、職務質問・所持品検査を行った。

(2) 立ち去り後の追跡・暴行・身体拘束

職務質問・所持品検査の際、申立人は突然その場所から立ち去った。警察官らは、申立人の1.5メートルないし2メートル後方を追跡し、前同日午前9時52分ころ、職務質問・所持品検査の場所から約80メートル離れた同区同町所在のクィーンズタウンホテル（以下「ホテル」という）1階ロビー内で申立人に追いついた。

その際、警察官らは、ホテル従業員に110番通報を依頼するとともに、ホテルロビー内で仰向けに倒れた申立人の抵抗を2人がかりで制止し、その身柄を確保した。

警察官らの応援要請により、さらに数名の警察官が現場に到着した際には、申立人はぐったりとした状態で抵抗を止め、すっかりおとなしくなっていた。

(3) 警察署・取調室への連行

その後、警察官らが申立人に対して警視庁新宿警察署に任意同行を求めたところ、申立人は、黙ったままだれた様子で警ら用自動車に乗車させられ、同署に連行された。

(4) 警察病院への連行・強制採尿

申立人は、前同日午後2時に警察病院に連行され、医師による強制採尿が実施された。

2. 争点

以上の争いのない事実経過を前提に、申立人の申立事由の当否を判断するうえで判断すべき争点は、次の3つに整理できた。

- ①警察官らが申立人に対して行った職務質問・所持品検査の適法性。
- ②警察官らが申立人を追跡し、ホテルロビー内で申立人を仰向けに転倒させ、制圧した行為等の有形力の行使の適法性。
- ③警察官らが、制圧行為の結果、申立人の立ち去りを断念させ、任意同行の名目で申立人を警視庁新宿警察署に連行し、申立人を数時間にわたり留め置き、その後に強制採尿を行った一連の手続の適法性。

3. 判断

(1) 職務質問・所持品検査について

当時、申立人には、全身を小刻みに震えさせ、顔色は青白く、目はぎよるぎよるとしながら唇を舐めるなどの薬物常用者の特徴、警察官らに気付いた際に足早に立ち去ろうとしたなどの異常な挙動が認められたこと、その他周囲の事情に照らし、警察官らの職務質問は、警察官職務執行法2条1項の要件を満たすと認めた。

また、所持品検査は、職務質問に付随していること、申立人の承諾を得ており強制に至ってはいないこと、着衣の上から触って所持品を確認したものであり捜索に至らない程度であったことなどが認められた。その際、申立人は、所持品検査の際のやりとり・態様に関し、免許証等の返還をめぐり口論になった、警察官らから暴行を受けたためシャツの背中が破れたなどと主張していたが、かかる主張は客観的証拠と矛盾する部分があるため信用できないと考えた。

よって、職務質問・所持品検査は、いずれも違法とまでは認められないと判断した。

(2) 追跡・有形力の行使・身体拘束について

ア 追跡について

申立人の立ち去り後に追跡した行為は、職務質問・所持品検査を継続する必要性及び緊急性が認

められる状況にあって、追跡した距離・方法において不相当ではないと判断した。

イ 仰向けに転倒させた行為について

ホテル出入口ドア前で申立人のシャツの袖を掴んだ行為は、停止させるための一時的な実力行使であり、また、ホテルロビー内で申立人に追い付いた際に申立人を仰向けに転倒させた行為は、逃れようとする申立人の抵抗が激しかったことからこれを制止しようとし、もつれ合っただけで倒れ、その後の過程において許容限度を超えてしまったというものであり（東京高裁平成9年3月27日判決（高裁刑事裁判速報集平成9年70頁）参照）、職務質問・所持品検査に伴う必要かつ相当なものであるといえ、強制手段に至っていないと評価した。

よって、申立人のシャツの袖を掴み、仰向けに転倒させた行為は、いずれも違法とまでは認められないと判断した。

ウ 制圧行為について

その後の制圧行為は、警察官らが、仰向けに倒れた申立人をして抵抗できない程度の力で左右から2、3分押さえ続けたものであり、職務質問・所持品検査及び任意同行のために必要かつ相当な有形力の行使とはいえ、申立人の身体を過度に拘束する実質的逮捕であると評価した。

よって、制圧行為は、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法であると判断した。

そして、制圧行為の際に申立人が負ったと主張する傷害のうち、左手の甲、鼻の上、右眉の上、右耳の擦り傷、首の発赤などの傷害は、警察官らの違法な行為により生じたものであると認め（もともと、左手薬指の爪が剥がれたとの主張は不自然であり、頭部及び左胸部の打撲の主張は診断した

医師の所見とも矛盾する部分があるため認めるには足りないと考えた）、それにより申立人が肉体的・精神的苦痛を受けたと判断した。

(3) 警察署・取調室への連行について

申立人が制圧行為によって自ら立ち上がる気力や体力を失い、抵抗できずに警ら用自動車に乗せられ、誘導されるままに取調室まで連行されたことが認められた。

よって、申立人が明確に拒絶の意思を表示したか否かは別論、少なくとも申立人が同行及び取調べを拒否する意思を有していたことは強く推認されるうえ、任意同行及び取調べに関する申立人の明示ないし黙示の承諾もなかったという事情に照らし、警察官らの前記行為は違法であると判断した。

また、その後の警視庁新宿警察署及び取調室への連行、留め置き、警察病院への連行、強制採尿の各行為は、いずれも違法な制圧行為を利用したものと見て、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法性を帯びると判断した。

4. 感想

当職は、2010年8月6日、北海道の女満別空港に降り立ち、気温35度を超す記録的な猛暑の中を網走刑務所に向かった。その正門に旧監獄の面影が僅かに残る同刑務所において、申立人から約3時間にわたる事情聴取を行った。

本件の調査は4年以上の歳月をかけて行われたが、その措置には法的強制力がないこともあって、果たして申立人の求める真の“救済”となり得たか、限界も感じないではない。とはいえ、遠く最北端の網走刑務所まで赴くなどして本件に多少なりとも思い入れをもって取り組んだ結果、事件終結にあたり、ある種の達成感や感慨を抱くに至った次第である。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(3) 対大手機器メーカー：内部通報事件

人権擁護委員会委員・人権救済調査室囑託 大辻 寛人 (59 期)



1. 事案の概要

大手機器メーカー（相手方）の従業員（申立人）が内部通報を行ったことの報復として、相手方から不利益措置を受けたとして、人権救済申立があった事案である。

申立人は、上司らが顧客先の従業員を引き抜こうとしていることを知り、これが不適切な行為であるとして、相手方の内部通報ガイドラインに基づき、相手方の内部通報窓口に通報した。

ところが、申立人から通報を受けた相手方の通報窓口担当者は、当該内部通報について申立人に対し送信した電子メールを、当該引抜き工作に関わっていた上司や社内関係者に対しても送信し、これらの者に、申立人が内部通報を行ったことが知られてしまった。

その後、申立人は、これまでの職務経験と全く異なる、専門性の高い部署へ異動させられ、異動先において、社内外の関係者との全面的接触禁止を命じられたり、不明確で到底達成できない業務目標を設定されたり、申立人1名に対してのみ行われる上司らとの月次面談において侮辱的な発言を受けたり、相手方において最低の人事評価を受け続けたりした。

2. 争点

- (1) 相手方通報窓口担当者が、申立人が内部通報を行った事実を申立人の上司ら関係者に知らせたことについて、申立人が事前に承諾していたか否か。
- (2) 申立人による内部通報発覚後の相手方の対応（配転命令、部外者との接触禁止命令、上司との面談における上司らの言動、申立人に対する人事評価）の人権侵害性。

3. 判断

- (1) 申立人が内部通報をした事実を上司らに伝えたことについて

申立人が行った内部通報は、通報を行った当時の事情に照らせば、客観的で合理的な根拠があり、相手方の内部通報に関する運用規程に則った通報であり、通報窓口担当者は守秘義務を負う。

相手方は、申立人が、内部通報を行ったことを関係者に知らせることについて承諾していたと主張するが、相手方内部通報担当者が、後日申立人に対して謝罪していること、申立人が承諾したことを示す客観的根拠がまったく無いことなどから、そのような承諾があったとは認められない。

相手方内部通報担当者は、申立人の承諾なく、申立人が本件通報を行ったことを申立人の上司らに告げたものであり、この行為は守秘義務に違反し、申立人の人格権（プライバシー）を侵害する。

(2) 申立人による内部通報発覚後の相手方の対応（配転命令、部外者との接触禁止命令、上司との面談における上司らの言動、申立人に対する人事評価）の人権侵害性について

ア 配転命令の人権侵害性

(ア) 配転の必要性

申立人が本件通報後に、配転命令によって新たに調査・研究を行うこととなった事業は、最先端かつ高度に専門的な技術分野であるが、相手方においては、配転当時、事業化する当面の見込みはなく、人員も縮小していた。更に、申立人は、長年営業職に従事しており、当該新事業に関する知識も経験もなかった。このような状況において、申立人をあえて配置転換する必要性はなかった。

(イ) 不当な動機・目的の有無

申立人は、当時、所属部署の営業チームリーダーに任命されたばかりだったにもかかわらず、申立人が本件通報を行った後短期間で本件配置転換が行われた。

また、配置転換後も、申立人に対し継続的なパワーハラスメントが行われていたことなども考慮すると、本件配転命令は、本件通報を行った申立人に対する報復等の不当な動機・目的を有していたと認められる。

本件配転命令は相手方における人事権を濫用したものであり、相手方は、申立人の人格権を侵害したものと認められる。

イ パワーハラスメントの有無

(ア) 部外者との接触禁止について

相手方は、申立人に対し、社内外の人脈に対する接触を全面的に禁止した。

この命令を正当化しうる合理的根拠を見出すことはできず、申立人は、この命令により顧客と接触することが許されず、業務遂行上大きな不利益と精神的苦痛を強いられた。

(イ) 申立人に対する業務目標の設定について

配転後、申立人に対して設定された業務目標は、客観性・明確性を欠いており、目標達成の判断・評価が直属上司の恣意に流れるおそれがあり、公正・適正な評価を期待できないものであった。また、申立人の経験・知識・技能等に照らして申立人が目標を達成することは到底不可能で、適切な目標設定とはいえないものであった。

(ウ) 月次報告及び面談において申立人が受けた対応について

配転後、申立人の上司らは、毎月1回、会議室において申立人との3人による面談を行い、この場において、上司らは、専ら申立人の業務の成果を否定し、申立人に対し繰り返し「おまえ」と申し向けるなどして、申立人の人格を否定し尊厳を傷つけ続けた。

(エ) 申立人に対する人事評価について

申立人は、本件配転前は、最低の人事評価を

受けることはなかったが、配転後は、一貫して最低の評価である。相手方において、申立人と同様に最低評価となった者は極めて少なく、しかも、大部分は出勤率40%未満の病欠者等であると推認される。

本件通報以降の経緯をも考慮すれば、申立人に対する最低の人事評価は、申立人が内部通報を行ったことに対する報復等、不当な動機・目的を以て行われたものであり、人事権の裁量の範囲を大きく逸脱したものと認められる。

(オ) 小括

上記のような、相手方における申立人に対する一連の対応は、いずれも申立人の人格や尊厳を侵害し、精神的苦痛を与え、働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりするものであり、人権侵害であると認められる。

(3) 結論

以上のように、相手方における本件情報漏洩行為、その後の不必要かつ不当な動機・目的に基づく配転命令及び一連のパワーハラスメントは、いずれも申立人に対する重大な人権侵害と認定した。

4. 感想

本件は、申立人が相手方による配転命令の無効を訴え、相手方に対する民事訴訟を提起している最中に申立がなされたものである。

本件は、内部通報に起因して不利益な措置を受けたという事案であることから、人権擁護委員会からの調査委員2名の他に、公益通報者保護特別委員会から特別調査委員2名を指名していただき、4名体制で調査に当たった。

とはいえ、本件は複雑かつ長期の事実関係の調査を要し、大量の証拠資料を検討し結論を出すまでには相当の労力・時間を要した事案である。

IV 専門部会の紹介

(1) 沖縄問題対策部会



人権擁護委員会委員 滝沢 香 (40期)

1. 沖縄問題部会の歴史

当会人権擁護委員会では、1972年の沖縄復帰前後に沖縄問題部会を設置し、研究活動を行っていたが、その後は休止した状態であった。1995年、沖縄におけるいわゆる少女暴行事件をふまえ、沖縄問題対策部会を再興することとし、米軍基地に関わる人権問題について研究等を行っている。

2. 沖縄調査

沖縄には米軍基地の7割以上が集中し、多様な基地被害が発生しているが、米軍基地問題は十分に全国報道されない。現地に行って直接見聞をすることは重要な意義があることから、1997年以降、沖縄調査を実施している。沖縄県庁、宜野湾市等へのヒアリング、基地騒音訴訟の当事者との懇談、辺野古や高江村等への見学等を行ってきた。沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故については、2004年11月に同大学を訪問し、まだ焼け痕が残る校舎を前に、事故時の緊迫した状況についてお話をうかがった。

3. シンポジウムの開催

東京において、米軍基地に関わる人権問題を広く市民・法律家に知ってもらうために、2007年2月には「米軍基地と人権—基地再編がもたらすもの」、2013年3月には「オスプレイ配備の法的問題点と運用実態～日本国の主権と市民の安全は守られているのか～」を開催した。

4. 人権救済申立事件の調査・対応

在日米軍人と日本人との子が通う民間教育施設「アメリカンスクール・イン・オキナワ」に通学する児童が義務教育を無償で受ける権利を侵害されるなどの「重大な人権侵害がある」として、国・沖縄県・

児童生徒が居住する市町村長に対し、義務教育資格の認定や教育費の助成など速やかに人権侵害を解消する措置を講じるように勧告した（2000年7月）。

東京都下で発生した公務中の在日米軍人による小学生ひき逃げ事件について、被害者らとの示談交渉にあっていた防衛施設庁（当時）が、国が採用する損害賠償基準と裁判実務において認められ得る損害賠償基準との間に大きな差があることについて説明を怠り、その結果、同人らの自己決定権が侵害されたとして、防衛省に対し要望を發した（2012年6月）。

5. 日米地位協定に関わる取り組み

米軍基地や在日米軍人等による被害への対応については、日米地位協定の規定が大きな障壁となっている。勉強会を開催するなどのほか、起訴前の米兵被疑者の身柄引渡しに関する合意に関わり、「日米地位協定の抜本改定を求める東京弁護士会会長声明」（2004年4月）を提案した。

6. 軍事裁判に関する勉強会と陪審法廷等の見学

在日米軍人等による犯罪は、地位協定の制約から司法手続は米軍の軍事裁判においてなされる場合が多い。そこで、勉強会を開催するとともに、2010年には嘉手納基地内の陪審法廷、2011年にはキャンプハンセン内の刑務所、2012年には米海軍横須賀基地内の陪審法廷を見学し、それぞれ米軍の司法官等から陪審手続で行われる軍事裁判等について説明を受けた。

7. 今後の取り組み

普天間基地問題に象徴されるように、米軍基地問題は、米軍専用施設が集中する沖縄だけの問題ではなく、日本全国で検討しなければならない重要な問題である。今後も様々な観点から活動を続けていきたい。

IV 専門部会の紹介

(2) 報道と人権部会



人権擁護委員会 報道と人権部会部会長 廣田 智子 (53期)

報道と人権部会では、テレビ、新聞、雑誌などのメディアによる名誉毀損、プライバシー権侵害等の問題を中心に、広く表現の自由に関する問題を扱っている。報道される側の人権にスポットを当てた活動とともに、民主主義を維持するために不可欠な権利である報道の自由、表現の自由をいかに確保するかについての活動を行っている。また、インターネットの発達により市民自らが情報の発信者になることが可能となったが、弊害も生じており、こうした新しい問題にも取り組んでいる。

最近の主なテーマ、活動は次のとおりである。

●報道被害110番 (2007年3月)

当部会では以前より、報道被害について、報道被害対策に関するマニュアル（「報道被害救済マニュアル」）の作成、名誉毀損訴訟損害賠償額高額化についてのシンポジウムの開催、メディア・スクラムが行われている現場に部会員が赴いての調査など幅広い活動を行ってきた。そして、2007年3月、報道被害の実際の救済、被害の現状把握のために、2001年から2度目となる電話と面談による無料相談会を開催した（東京三会同）。

●映画「靖国 YASUKUNI」上映 (2008年4月)

靖国神社をテーマにした映画について、政治家の発言を契機に、上映を予定していた映画館が相次いで中止を決めた。この際、自由な意見の表明の妨害であり看過できないとして、弁護士会館クレオで上映会を開催し、弁護士会自らが表現の自由を実現させた（日弁連、東京三会共催）。

●インターネット上の匿名言論 (2009年9月)

インターネットが普及し、匿名での誹謗・中傷言

論が氾濫している。匿名言論は権力批判に重要な役割を果たしてきたが、ネット上の匿名言論も従来同様に保障されるべきか、新たな制限・規制が必要か。勉強会を重ね、シンポジウムを開催した。

●原発問題について発言する自由 (2012年4月)

福島原発事故後、原発報道について様々な角度、視点で検討し、いわゆる「原子力安全神話」がつけられた背景に日本の社会構造が関係しているのではないか、事故後も原発問題について発言する自由が制限されているのではないか、といった問題意識のもとシンポジウムを開催し、議論を深めた。

●インターネットによる選挙運動 (2013年)

2013年7月の参議院議員選挙より、インターネットを利用した選挙運動が解禁された。ネット選挙運動は、政治参加や投票行動にどう影響するのか、その利点や問題点は何か、調査・研究を開始した。

表現の自由は最大限保障されるべきであるが、その行き過ぎた行使は、回復困難な人権侵害を引き起こし、被害救済、防止の名目で権力の干渉、介入を招き表現の自由の不当な制限につながるおそれがある。当部会の先輩部会員は、「報道被害」という言葉がまだ市民権を持たない時代から報道による人権侵害の問題を扱い、報道被害の救済と防止に取り組み、表現の自由確立のための活動を行ってきた。そのような先輩部会員らと自由に活発な討論ができることも、当部会の特徴である。その実績と精神を受け継ぎ、被害救済、表現の自由の確立のための力強い活動を続けていきたい。

IV 専門部会の紹介

(3) 格差問題部会

人権擁護委員会 格差問題部会部会長 林 治 (60期)



1. 貧困問題に接することが多い弁護士として ～勉強会の開催～

長引く不況の中、弁護士が生活困窮者の相談に応じる機会も増えている。

例えば、多重債務の相談はもちろん、「会社が倒産し、給与も未払いのままに困っている」「失業したが雇用保険も出ない」「家賃が支払えなかったら追い出されそう」「交通事故で障害を負って働けないが障害年金は出るのか」「DVで逃げてきたが、このあと生活保護を受給して生活できないか」など、今の状態のままでは生活ができないという相談である。

また、刑事事件の場面でも「お金がなく空腹のあまり無銭飲食をした」「寝る場所がないから倉庫に入ってしまった」などの、貧困ゆえに犯してしまった犯罪に遭遇することも多い。

こういった今日の貧困問題に日常の仕事でも触れるため、弁護士としても貧困問題についての知識を持っていることが求められる。また、貧困ゆえに生じる問題は、社会保障が充実していればそもそも生じない問題であるから、現場で実際に生活に困窮している人たちに接触している弁護士は、あるべき社会保障の姿を展望しその実現に向けて働きかけていくことも求められる。そこで、生活困窮者と接するにあたって知っておくべき知識や、真に求められる社会保障像について、弁護士としても認識しておくべきである。

格差問題部会では、このような問題意識から貧困問題についての勉強会を毎年開催している。この勉強会では、真に求められる社会保障政策を学び、相談や弁護活動に役立つ実践的な知識の習得を目的として行っている。これまでのテーマは、2010年は「住

まいと貧困」、2011年は「犯罪と貧困」、2012年は「年金を知ろう」、2013年は「失職時の生活保障」である。毎年、多数の会員に参加してもらっており、今後も継続してしていく予定である。

2. 生活保護相談

最後のセーフティーネットである生活保護は、貧困と格差が広がる現在では十分役割を果たすことが求められている。

しかし、昨年来の生活保護バッシングや生活保護行政の現場での正当な理由なく生活保護の申請を受け付けない「水際作戦」、受給中の人に対しても担当者の無知や誤解に基づいた誤った指導などにより、十分な役割が果たされていないのが現状である。

当会では、そのような問題に弁護士が対応するため、単位会としては唯一恒常的な相談窓口として生活保護にかかわる専門相談を設けている。

池袋と北千住、蒲田の法律相談センターで行われている。相談の需要は多く、2013年4月から7月までの相談件数は、168件である。

相談内容としては、「まず、ハローワークで仕事を見つけてきてからでないと申請を受け付けない」などという水際作戦に遭っている相談や「今月中に家を出ないといけない」などという緊急性の高いものがある。

また、受給中の人からも「施設を出たいが、アパートへの転居を認めてくれない」など誤った指導を受けているという相談も多数寄せられている。

違法な対応がみられる生活保護行政に対して、恒常的に弁護士にアプローチできる場として役割は重要なものとなっている。

IV 専門部会の紹介

(4) 国際人権部会

人権擁護委員会委員 須田 洋平 (59期)



1. はじめに

人権擁護委員会といえば、日本国内における人権の擁護、救済に精力を注ぐ委員会であるというイメージがあるかもしれない。しかし、当委員会には国際人権部会があり、そこでは国際人権に関する問題についての研究を行い、シンポジウム等を通じて成果を公表している。

2. 近年の国際人権部会の活動

国際人権部会は、近年、東アジア、東南アジア地域の人権問題に焦点を当てて活動をしてきた。その中でも最も力を入れてきたのが脱北者からの聞き取りである。脱北者とは、北朝鮮国内の人権侵害を恐れて、同国を脱出した人々のことである。脱北者の大部分は韓国に定住しているが、かつて日本に住んでいた朝鮮半島出身者及びその子孫を中心に、約200人の脱北者が日本に定住している。脱北者からの聞き取りにより、北朝鮮国内における人権侵害状況や日本に定住するに際して直面する課題（言葉や習慣の違い、教育、仕事、社会保障等）が明らかになった。2010年度には、聞き取りの成果を踏まえ、北朝鮮の人権問題に取り組む韓国の法律家を招聘してシンポジウムを開催した。2013年度には、数年前に聞き取りを行った脱北者に対する聞き取りを再度行い、日本定住に関するより長期的な課題を把握し、定住促進に向けた改善策の研究を行っている。

さらに、当部会では、海外では頻繁に報道されるものの日本国内ではあまり取り上げられないことのないチベットにおける人権問題について、専門家を招聘して勉強会を開催した。この勉強会において、2008

年にチベットで行われた独立を求めるデモへの中国政府の対応における人権侵害の具体的な態様を把握することができた。また、中国との関係では、同国の人権弁護士の自由な弁護活動に対する制約の実態についての研究も実施した。中国の人権弁護士を招聘して彼らの活動について直接見聞する機会を設けることができると考えており、この点は当部会の今後の検討課題である。

また、2013年度は、ベトナムへの原発輸出に関するシンポジウムを開催した。2011年の東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、日本国内では原子力発電への依存に対する疑問の声が上がっている。しかし、政府は、福島第一原子力発電所の事故にもかかわらず、原発輸出を推進する姿勢を崩しておらず、ベトナムへの原発輸出を進めようとしている。他方、受け入れ側のベトナムにおいて、影響を受ける住民の意思が反映されていないのではないか、原発に関する意見表明に対する制限が課されているのではないかといったことが指摘されている。そこで、シンポジウムでは、輸出側、受け入れ側の問題点についての議論を深めた。

3. これからの活動

これまで、前項で述べたとおり、日本から近い東アジア、東南アジア地域の人権問題を中心に取り組んできた。今後は、日本国内における外国人の人権状況との接点を意識しつつ、さらに活動地域の幅を広げていきたいと考えている。その一環として、2013年11月下旬には、サブサハラアフリカ地域の人権状況についての見聞を深める勉強会を開催する予定である。

Ⅳ 専門部会の紹介

(5) 再審部会

人権擁護委員会委員 鈴木 貴子 (62期)

1. 再審部会とは

再審部会は、2010年4月に発足した、当委員会の中では最も新しい専門部会である。発足から現在まで3年半あまりの間、約20件の再審支援を求める申立について、再審支援可能な事件かどうかの審査を行っている。

2. 再審部会発足の経緯

人権擁護委員会事件処理細則第10条1項4号は、事件処理の一つである「司法的措置」として、「…再審…の手続をとり又はこれらの手続に協力する」ことを想定しており、再審事件の処理は、当委員会が担わなければならない当然の任務とされてきた。しかし、2010年までは、再審支援申立事件を専門に扱う部会は当委員会に存在しておらず、事実上、日弁連に任せ切りの状態が長く続いてきた。

一方、布川事件、足利事件、東電OL事件などをきっかけとして再審事件に対する社会的な関心が高まり、また再審支援への期待も大きくなる中、在京であり、かつ、全国最大規模の当会の人権擁護委員会が、市民の期待に十分に應えていけるようにとの目的で設置されたのが当部会である。

3. 再審部会の体制

日弁連で専門に再審支援申立事件を扱う1部会会員のベテラン弁護士、豊富な刑事事件処理経験を持つ弁護士、および、刑事事件に興味を持つ若手弁護士が、事件処理にあたっている。

部会は風通しの良い雰囲気の中で行われ、事件の性質上、時にシビアな判断をしなければならない局面においても、若手・ベテランの垣根を感じることなく、自由に意見を述べ合い、活発な議論を闘わせながら部会が進行する。

4. 事件処理の内容

当委員会宛てに再審支援申立がなされると、その申立内容を把握することから我々の仕事が始まる。次に、確定審が認定した事実を確認するため判決書を手に入れ、確定記録等の収集をする。申立人自身が判決書や確定記録を持っている場合もあるが、多くの場合は、申立人の事件を担当した刑事弁護人から取り寄せることになる。それも叶わない場合には、確定審記録が保管されている東京地検や東京高検に出向き、閲覧・謄写をする。

その後、申立の趣旨、確定判決が認定した事実、裁判の経過、申立人の主張、新証拠の有無等につき、仔細に検討する作業に入る。いざ実際に判決文を精査し、証拠構造の分析を行い、再審請求が可能かどうかという視点で検討してみると、有罪認定がされてもやむを得ないとの判断に至る申立がほとんどである。また、この人は罪を犯していない可能性もあるのではないかと心証を抱いたとしても、再審請求で求められる新規性や明白性を満たす新証拠があるのかという観点から、再審支援をするのを躊躇せざるを得ない申立もある。

5. おわりに

再審部会は、「自分はやっていない。裁判が間違っているから無実を晴らしたい。助けてほしい」という内容の手紙の引受先である。刑務所で服役中の者から届く悲痛な叫びを取り扱う部会である。

審査の作業の中で感じるのは、現状の刑事裁判のあり方に対する疑問と、申立人らが抱く、刑事裁判へのすがるような期待の強さである。これまでのところ再審支援決定を出すに至った申立事件はないのが実状であるが、弁護士会に課せられた社会的意義を果たせるよう今後も地道な活動を続けていく。

IV 専門部会の紹介

(6) ハンセン病問題協議会



人権擁護委員会委員 川上 詩朗 (48期)

1. ハンセン病問題とは何か

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症である。1943年には特効薬プロミンの治療効果が確認され、治る病気となった。しかし、日本では、「癩予防ニ関スル件」(1907年)の制定後、1996年に「らい予防法」が廃止されるまでの90年間にわたり、国による強制隔離政策が行われてきた。その間、療養所内での強制的な中絶手術や1992年まで行われていた断種、患者を摘発する「無らい県運動」による差別・偏見の助長など、元患者の方々に対する人権侵害が継続的に行われてきた。

2. ハンセン病問題協議会の設置に至る経緯

「らい予防法」の廃止により強制隔離政策は終了したが、被害者の被害回復は放置された状態であった。そこで、元患者の方々は人間の尊厳の回復を求めて国を相手に国賠訴訟を提起した。2001年5月11日、熊本地方裁判所は原告全面勝訴判決を出し、国も控訴を断念した。日弁連は、2001年に人権大会の特別宣言などで、弁護士会が長年にわたりハンセン病問題への対応を怠ってきた責任を痛切に反省し、今後は、各弁護士会に要請して差別・偏見を除去するための活動等を行う決意を表明した。

これを受けて、当会は、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同して、東京都に元患者らの社会復帰などの諸施策を講ずるよう申し入れを行い、翌年には「差別のない社会をめざして」と題するシンポジウムを開催し専門家の責任を検証した。これらの活動を機に、ハンセン病問題への継続的な取り組みを行うために、ハンセン病問題協議会が設置されるに至った。

3. ハンセン病問題協議会の取り組み

協議会は、療養所内の元患者の方々への法的支援を改善するために、「財産管理Q&A」と題する冊子を作成し、無料の法律相談体制を整えた。また、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援活動を行っている「ハート相談センター」、多磨全生園の将来構想である「人権の森構想」などを検討している多磨全生園の入所者自治会、東京都や多磨全生園がある東村山市などとの協議を重ねている。また、ハンセン病問題を通して差別問題を考えてもらうために、中学生及び高校生を対象に「出張授業」を行っている。元患者と弁護士が学校を訪問し、元患者の方が自らの体験を語り、弁護士が説明するという形で行われている。なお、東京三会では、司法修習生の選択型実務修習プログラムの一環として、ここ数年、多磨全生園を訪問している。

4. おわりに

ハンセン病問題は、国の強制隔離政策による重大な人権問題であり、国はその第一次的責任を負っている。しかし、弁護士会自身も長年にわたりこの問題への取り組みを怠ってきた責任がある。いまだに元患者の方々への差別・偏見が根強く残っているなかで、それを除去するためには継続的な取り組みが必要不可欠であり、それは弁護士会の責務でもある。二度と同じ過ちを繰り返してはならないとの誓いとともに、教訓を次の世代に伝え、未来に向けて真に人権が保障される社会を築くために、協議会の活動は今後も重要性を増している。

IV 専門部会の紹介

(7) 新司法修習プログラム検討プロジェクトチーム

人権擁護委員会委員 伊礼 竜之助 (55期)



1. はじめに

新司法修習プログラム検討プロジェクトチームは、新司法修習における選択型実務修習のプログラム内容（人権擁護委員会として提供するもの）を検討し修習生に提供すること等を目的に発足したプロジェクトチームである。

人権擁護委員会の提供する選択型プログラムについては2009年（新62期）より、当会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の三会が共同して提供する運用で現在に至っており、プログラム実施の約1年前より各会2名程度の担当者が集まりプログラム内容の検討を重ねた上で提供されている。

毎年様々なプログラムが提供されているが、いずれのプログラムも、現実に存在する（又は存在した）人権侵害の現場に赴く等して被害者等の当事者から生の声を聞き、加えて、人権侵害の救済に関与する（又は関与した）弁護士から講義を受けるといった内容となっている。

過去に実施されたプログラムの修習生の参加人数（三会合計）及び内容は、以下のとおりである（なお、例年、3日間連続でのプログラムであるため、以下の①～③は各日の実施内容及び順番を意味する）。

2. 2009年(新62期)・28名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学（退所者のお話や、弁護団の講義も含む。以下、ハンセン病プログラムは同様）
- ②米軍横須賀基地見学（但し、当日は台風のため基地見学は実施できず弁護士会館での人権擁護委員からの講義に変更となった）
- ③東京入国管理局見学、外国人問題に関する弁護士の講義及び夜間中学問題に関するミニシンポ

3. 2010年(新63期)・40名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学

- ②東京入国管理局見学、及びALS（筋萎縮性側索硬化症）患者選挙権侵害国賠訴訟弁護団の講義
- ③表現の自由を巡る問題（報道被害を受けた殺人被害者遺族のお話、映画「靖国」の製作関係者や弁護士によるパネルディスカッション）

4. 2011年(新64期)・33名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学
- ②米軍横須賀基地見学、米兵強盗殺人事件被害者の遺族及び代理人弁護士のお話
- ③東京入国管理局見学、外国人法律問題実務に関する弁護士の講義、及び難民の人権に関するパネルディスカッション

5. 2012年(新65期)・29名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学
- ②BPO（放送倫理・番組向上機構）見学、及び放送人権委員会所属弁護士による講義
- ③東京入国管理局見学、外国人法律問題実務に関する弁護士の講義、及び難民の人権に関するパネルディスカッション

6. おわりに

プログラム終了後の修習生のアンケートを見ると、被害者の「生の声」に触れることで人権侵害の事実を肌で感じ、更に、人権侵害の救済に関与する弁護士の講義を併せ聞くことにより人権侵害と弁護士の関与についての理解が深まっている様子が分かり、有意義なプログラムを提供できているのではないかと考えている。加えて、プログラムを提供する側の我々にとっても、基本的人権の擁護及び社会正義の実現という弁護士の使命（いわば「初心」）を再認識するための貴重な機会であるのも事実である。